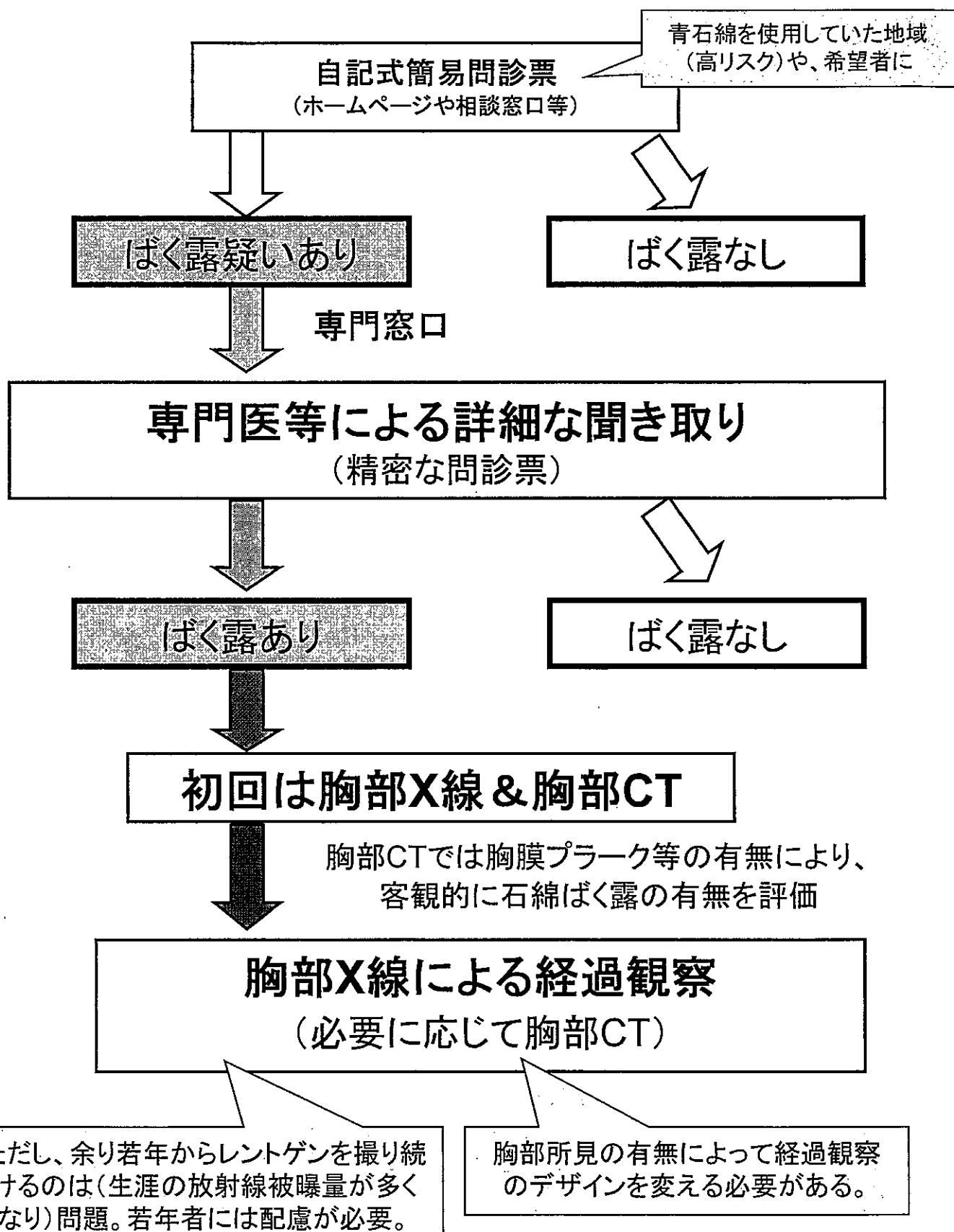


## 【問診による絞り込みと健診の流れ(案)】



## 石綿自記式簡易調査票（案）

記入日：月 日

お名前

A. あなたは今まで、下記の1~19の作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の仕事も含め、当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1□ 石綿製品製造に関わる作業                           | 2□ 造船所内での作業          |
| 3□ 食料品等製造に係る作業                            | 4□ 建設作業              |
| 5□ 繊維製品製造に関わる作業                           | 6□ 配管作業              |
| 7□ 鉄鋼製品等製造に関わる作業                          | 8□ 解体作業              |
| 9□ 自動車製造または補修作業                           | 10□ 倉庫内の作業           |
| 11□ 電気工事に関わる作業                            | 12□ 化学工場内での作業        |
| 13□ 金属製品製造に関わる作業                          | 14□ 廃棄物を回収する作業       |
| 15□ ガラス・ガラス製品製造に関わる作業                     | 16□ レンガ、陶磁器製造に関わる諸作業 |
| 17□ 機械器具等製品の製造に関わる作業                      |                      |
| 18□ セメントあるいはセメント製品製造に関わる作業                |                      |
| 19□ 上記のいずれの作業でもないが、作業時に、石綿らしき吹きつけ部分が飛散した。 |                      |

B. あなたは、ご家庭で下記のようなことを経験していますか。1回でも経験があれば、当てはまるもののすべての□に✓印をつけてください。

- 1□ 一緒に住まいの方に、石綿作業に関わっていた人がいた。  
(具体的に：夫、妻、祖父など)
- 2□ 家庭で絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン（天井・壁などに塗る水性塗料）・石綿製品の修理・修繕をした。
- 3□ 天花粉を使った。
- 4□ 石綿製品（アイロン板のカバー・耐熱手袋）を家庭で使った。
- 5□ 家族が石綿作業を行い、その作業着、作業タオル、マスク等の洗濯等をした。
- 6□ 自宅の壁に石綿らしきものが吹き付けられていて、それが部分的に破損・摩耗していた。

C. あなたは、下記のような場所に住んだことがありますか。あるいは、幼稚園、学校、大学、就職先などは下記のような場所でしたか。当てはまるものすべての□に✓印をつけてください。

- |                |                       |             |
|----------------|-----------------------|-------------|
| 1□ 石綿工場の近く     | 2□ 造船所の近く             | 3□ 建材物置場の近く |
| 4□ ブレーキ修理工場の近く | 5□ 廃棄物の回収、繊維の回収事業場の近く |             |

※ 上記AからCのうち、一つでも□に✓印がついた人は、石綿にばく露した可能性がありますので専門家窓口までご相談下さい。専門家の問診により、ばく露の可能性を再度判定し、精密検査の要・不要を判断致します。窓口は・・・・・・です。

※上記AからCのうち、一つも✓印がない人は、石綿にばく露した可能性は、ほぼないと考えられますので、ご安心下さい。万が一、この簡易調査票でもご心配なことがありましたら、その際には一般の相談窓口をはじめ、専門家窓口等にご相談下さい。窓口は・・・・・・です。

石綿（アスベスト）ばく露歴調査票 (案)

## 2次問診票

日付：平成

名前

調査者氏名：

四

年輪

## I. タバコについて

II. 今までにかかったことのある病気、また、現在治療中の病気があればお書き下さい。

### III 学校を卒業してから、現在に至るまでの職業

(在学中のアルバイトなど短期間の仕事もできる限り詳細にお書き下さい) 戦時中の仕事など

IV. 以下の場所で働いたり、仕事に従事したことがありますか。（複数回答可）

1.  石綿を扱う工場     石綿製品の倉庫     石綿の運搬(船員、トラック運転手)

2.  建築業  
   ビルの解体作業  
     塗装・吹きつけ工事     防音工事     断熱・耐火・保温工事     ブレハブ(石綿板)工事  
     天井・床材の切断     ラス張りの仕事     電気・ガス・スチームの配管工事

3.  造船業  
   艤装     溶接     配管     塗装     電気配線     組み立て  
   船舶の分解修理・解体  
     パイプの被覆・断熱作業     クレーン・自動車の運転     塗装     電気配線工事  
     事務員     大工・建具     溶接     ボイラー製造・設備  
     作業員     板金     整備(パイプ・ボイラー等)     その他

4.  断熱工事  
5.  ボイラーの製造・取りつけ・修繕  
   溶鉱炉の製造・取りつけ・修繕     パーナーの製造・取りつけ・修繕  
6.  ボイラーの操作  
7.  自動車修理工場     ガソリンスタンド     スチーム・パイプの製造・取りつけ・修繕  
8.  電気製品(コンデンサー・電池・蓄電池・絶縁テープ)の製造  
9.  塗装工事     石けん工場     板金作業     耐熱(耐火)服や耐火手袋を身につけての仕事  
10.  ランドリー・クリーニング屋     ブレーキ・ライニング・クラッチ板の製造  
11.  埃っぽいものの運搬  
   商船の船員     オイル・化学物質の精製工場  
   はしけの船員     埃っぽい作業服の取り扱い  
12.  下水汚物・廃棄品の回収・処理・運搬  
13.  蒸気機関車の修理・解体  
14.  ガスマスクの製造  
15.  宝石・貴金属の細工仕事  
16.  消防隊員  
17.  南京科技工士

以上の仕事を行った期間を教えてください ( ) 年

V 以下の石綿製品を取り扱う仕事又は以下の石綿製品を扱う仕事をしたことありますか。(複数回答可)

- 石綿織維
  - 石綿パイプ
  - 石綿チューブ
  - 石綿セメント板・管
  - 石綿巻紙
  - 石綿ガスケット
  - 石綿テープ
  - 石綿断熱フェルト
  - ボール紙・断熱板
  - 石綿パイプ被覆
  - 石綿織物・布
  - 石綿ロープ
  - 石綿封塗料
  - 石綿パッキング
  - 石綿カーテン
  - 石綿紙
  - 石綿パイプラインフェルト
  - 断熱パッド(詰め物)
  - その他

以上の石綿製品を使用した期間を教えてください( )年

VI. あなた（注：調査対象者）のそばで次のような仕事が行われていませんでしたか。（複数回答可）

- 断熱パッド（詰め物）の取り付け、取りはずし
- 石綿パイプの取り付け、取りはずし
- 溶接
- 保温材料で包まれたパイプの取り付け、取りはずし
- プレカットされたアスベストブロックの取り付け、取りはずし
- 石綿壁板やアスベストボール紙の取り付け、取りはずし
- 支柱・隔壁・ガード（garder）に耐火塗装をおこなったり、はがしたりする。
- パルプ・パッキングの取り付け、取りはずし
- ボイラーやボイラーのポンプに保温材をまいたり、はがしたりする。
- スチーム管に断熱材をまいたり、はがしたりする。
- 石綿のチューブ・パイプ・板・ボール紙・断熱材を切断したり、取り付けたりする。
- いずれもない

これらの作業はどのくらいの間作業されていましたか期間を教えてください( )年

VII. あなたの家庭生活の中で次のようなことがありましたか。（複数回答可）

- 家庭で（絶縁物・暖房炉セメント・断熱材・カルミシン（天井・壁などに塗る水性塗料）・石綿製品の修理・修繕をしたことがありますか。 昭和・平成 年～昭和・平成 年）
- タルク・パウダーを使ったことがありますか。（天花粉等） 昭和・平成 年～昭和・平成 年）
- 石綿製品を家庭で使ったことがありますか。（アイロン板のカバー・耐熱手袋） 昭和・平成 年～昭和・平成 年）
- 石綿工場の近くに住んでいたことがありますか。  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)  
 造船所の近くに住んでいたことがありますか。  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)  
 建築材料の置場の近くに住んでいたことがありますか。  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)  
 ブレーキ修理工場の近くに住んでいたことがありますか。  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)  
 その他（造船所、石綿工場、建材物の置場、ブレーキ修理工場の近くで遊んだ事がありますか）  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)

石綿製品を取り扱う工場等の近隣に初めて居住してから現在までの居住歴

居住した期間 (年月～年月)	住 所	石綿製品製造会社名	会社の事業内容	所在地	石綿製品取り扱い内容	石綿ばく露推定期間 (年月～年月)

- 家族内ばく露（家族が石綿作業を行いその作業着、マスク等の洗濯等をした事がありますか）

(1)  はい  1回  2回  3回以上 ( 回)  
(昭和・平成 年～昭和・平成 年)

(2)  いいえ

はいと答えた方

御家族の続柄

勤務先名称

石綿作業の内容

VII. 総合評価(専門家による)

1. チェック数

IV ( 個) V ( 個) VI ( 個) VII ( 個)

2. IIIの合計石綿ばく露推定期間

(1)  1年未満 (2)  1年以上3年未満 (3)  3年以上10年未満 (4)  10年以上

3. IIIの初回石綿ばく露からの推定期間

(1)  1年未満 (2)  1年以上3年未満 (3)  3年以上10年未満 (4)  10年以上

4. VIIの合計石綿ばく露推定期間

(1)  1年未満 (2)  1年以上3年未満 (3)  3年以上10年未満 (4)  10年以上

5. VIIの初回石綿環境ばく露からの推定期間

(1)  1年未満 (2)  1年以上3年未満 (3)  3年以上10年未満 (4)  10年以上

6. 画像診断の必要性の判定

(1) 職業性ばく露

- IIIで石綿ばく露が推定できた場合は、石綿肺診断を目的として胸部単純エックス線写真を撮影する。
- IIIの合計石綿ばく露推定期間が3年以上で、初回ばく露からの推定期間が10年以上の場合は、更に胸膜プラークの診断を目的として胸部CTを撮影する。
- Vの仕事を1年以上行った場合は、更に石綿肺がんの診断を目的として胸部CTを撮影する。
- 以上のケースに該当しない場合は、画像診断の必要性を認めない。

(2) 環境ばく露

- VIIで石綿環境ばく露が推定出来た場合は、石綿肺診断を目的として胸部単純エックス線写真を撮影する。
- VIIの4で石綿環境ばく露が推定できた者で居住歴が10年以上、VIIの5で作業着を3回以上洗濯し、初回環境ばく露から10年以上経過している場合には、胸膜プラークの診断を目的として胸部CTを撮影する。
- VIIの1～4で10年未満の居住、VIIの5で作業着を3回未満洗濯し、初回環境ばく露から10年以上経過している場合は、更に希望者について胸膜プラークの診断を目的として胸部CTを撮影する。
- 以上のケースに該当しない場合は、画像診断の必要性を認めない。